

## 1. はじめに

意匠権に係る輸入差止申立書は、今までに81件が受理されている\*1。

ダイソンの送風機、パナソニックのビデオカメラ用蓄電池、ホンダのオートバイ、東芝のUSBフラッシュメモリー、任天堂の電子ゲーム機用操作器、リコーのトナーカートリッジ、アッシュコンセプトの動物の形をした輪ゴム、アディダス社のポロシャツなどが申立の対象となっているが、ゲーム機関係の申立がもっとも多い。

平成21年には、意匠権に基づく輸入差止件数は88件で81,270点が差止られており、平成25年は43件、10,852点となっている\*2。

本稿では、偽物対策の有効な手段として用いられている意匠権に係る輸入差止申立書の作成方法について、実務的な経験に基づき解説する。

## 2. 輸入差止申立書

### 1) 輸入差止申立書の添付書類

外国企業または外国人を代理して、輸入差止申立書を作成する場合には、以下の資料を添付する必要がある。

- ・ 認証付意匠登録原簿
- ・ 意匠公報
- ・ 識別ポイントに係る資料
- ・ 侵害の事実を疎明する資料
- ・ Power of Attorneyおよびその訳文

### 2) 申立書作成上の注意点

輸入差止申立書を作成するには、「輸入差止申立書の記載例」[資料1]にあるように、以下の点に

注意して記載する必要がある\*3。

税関の取り締まりがスムーズにいくように、真正商品と侵害すると認められる物品の情報を明確に記載する必要がある。

**提出の日付:** 輸入差止書を提出する日を記載する。郵送等の場合には、発送日を記載する。

**申立人の欄:** 申立人の住所および氏名は、意匠登録原簿上のものと完全に一致する必要がある。外国企業の名称等を表記する場合、長音とハイフンを明確に区別する必要がある。

**申立代理人の欄:** 輸入差止申立の制度がスタートした1995年当時は弁理士が代理できなかったが、弁理士法改正により、現在は弁理士の代理が可能となっている。弁理士の押印が必要。

**連絡先の欄:** 通常、代理人を記載する。

**認定手続を執る税関長:** 輸入差止申立てに基づき認定手続を執る必要のない税関がある場合のみ、その税関を二重線で末梢する。

**権利の種類:** 意匠権のボックスをクリックする。

**権利の存続期間:** 存続期間の始期と終期を記載する。登録日(始期)から20年後が終期となる。

**権利の範囲:** 意匠権の物品名を記載し、資料として、「登録原簿の謄本」、「意匠公報」を添付する。

**権利者:** 原簿の権利者を記載する。国籍は記載する必要はない。

**専用実施権者:** ない場合には、「なし」と記載する。

**通常実施権者:** ない場合には、「なし」と記載する。

**輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等:** 意匠権の権利範囲に含まれる具体的な物品名を記載する。例えば、コンピュータ用部品では